

令和 2 年 3 月 9 日

社会福祉法人 南知多
理事長 田中 誠

職員各位

令和 2 年度職員賃金改善の内容及び介護職員処遇改善手当の支給について

令和 2 年度の職員賃金改善の内容及び毎月の介護報酬に加算として算定される介護職員処遇改善加算に基づく処遇改善手当の支給について、下記のとおりお知らせします。
記

1.職員賃金改善の内容（別紙）

2.処遇改善手当の算定方法

当法人が定める「処遇改善手当支給要領（平成 24 年 4 月施行）」により算定する。
※別紙参照（処遇改善手当支給要領）

3.支給期間 令和 2 年 6 月支給の給与～令和 3 年 5 月支給の給与までの 1 年間

この期間以降についても、介護報酬の改正（介護職員処遇改善加算の変更）が無ければ同様に支給する。

4.支給対象者 介護保険事業所の介護職員（正職員、パート等）

※介護職員以外の職種は支給対象外

5.処遇改善手当支給額

令和 2 年度の介護報酬収入見込み、職員の配置状況から試算すると、介護職員（正職員）1 人あたり月額平均で令和 1 年度と同程度の 27,000 円程度の支給見込みです。

手当支給額は一律の金額ではなく、当法人が定める処遇改善手当支給要領では各職員の基本給額に基づき、基本給が低い職員は処遇改善手当額が高く、基本給が高い職員は処遇改善手当額が低くなるよう、逆比例で算定されます。

また、毎月の介護報酬収入額に介護職員処遇改善加算の規定の率を乗じたものが処遇改善加算収入となりますので、収入の増減により手当の支給額も毎月変動します。上記の月額平均で 27,000 円程度増は目安ですのでご承知ください。

6.支給方法

毎月の給与に処遇改善手当として算定し毎月支給します。

令和 2 年 3 月 9 日

職員各位

社会福祉法人 南知多
統括施設長 早川 一洋

令和 2 年度 職員賃金改善等の内容について

職員賃金改善等の内容について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 職員賃金改善について

・ 正職員の基本給について

令和 2 年度の定期昇給を、月額 3,000 円を原資（3,000 円×介護職員数）に人事評価結果により昇給を実施します。

基本給の昇給は各職員の等級と人事評価結果を基に、施設長以上で編成する経営会議の中の人事評価調整会議で決定されます。昇給内容については、各職員に個別に通知書を交付いたします。

・ 介護職員処遇改善手当について

介護保険事業所の介護職員に対し、介護職員処遇改善手当を令和 1 年度と同程度の月額平均 27,000 円程度支給します。支給額は毎月、別紙「処遇改善手当支給要領」により算定します。

支給期間は令和 2 年 6 月支給給与から令和 3 年 5 月支給給与までの 1 年間で、以降も介護報酬の介護職員処遇改善加算の変更が無ければ同様に支給いたします。

※ただし、処遇改善手当支給額は一律の額ではなく、介護報酬収入の状況により変動し、職員人数、各職員の基本給額により、職員ごとに異なります。支給額は毎月の給与明細に表示されます。

2. 資格取得支援制度

職員の資格取得を支援するため、「資格取得支援制度【取扱要領】」を継続して実施します。該当の場合は申請書を提出してください。

※主な支援内容は次のとおりです。

介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得、ユニットリーダー研修、認知症実践者研修等の

- ① 研修費用（受講料、教材等含む）
- ② 研修受講時の旅費（出張扱い）
- ③ 資格試験受験時等の優先的な休日取得又は年次休暇取得への配慮

3. 研修費助成制度

職員の資質向上のため、研修費の助成制度を定めました。個人で参加したい研修がある場合、法人へ申請し許可された場合は、研修費を助成します。

以上